

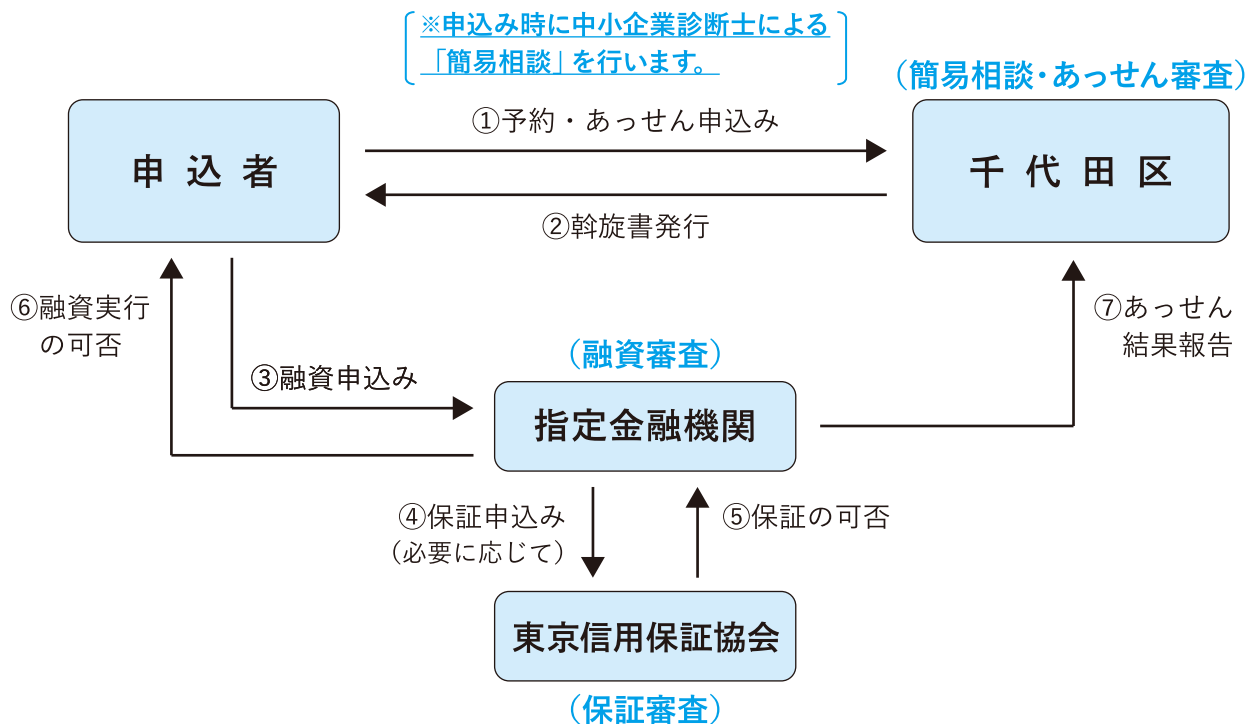
3. お申込みから融資まで

※Webで申込日時のご予約をお願いします。

★千代田区にあっせんの申込みをする前に申込予定の金融機関に相談することをおすすめしています。

★金融機関は10ページの指定金融機関の中からお選びください。

- 斡旋書をお受取りの際は、申込書の控えをご持参ください。
通常、受付から3営業日後に発行します。
- 審査の結果、希望する融資が受けられない場合があります。



4. 信用保証協会の信用保証とは

信用保証協会は、真剣に事業経営に取り組んでいる中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、その借入金の債務を保証することにより、金融機関からの借入を容易にすることをねらいとした公的機関です。

保証にあたっては、①経営者の人物、②資金使途、③返済能力等が重視されます。したがって、保証協会の信用保証を受けるには、日頃から経営内容を十分把握し、帳簿等の整理をしておく必要があります。

〔事業者選択型経営者保証非提供制度〕

保証料率を上乗せすることにより、中小企業が経営者保証を提供しないことを選べる事業者選択型経営者保証非提供制度の適用を受けられます。

適用されるには条件がございますので、ご希望の場合は指定金融機関及び東京信用保証協会にご相談ください。

5. 各資金の利用条件

※資金の利用については個別要件がありますので事前にお問合せください。

※特例措置等の詳細については、2ページをご覧ください。

営業資金

資金用途：商品材料仕入・外注費支払・従業員給料支払・買掛金支払・支払手形決済等

再利用：可能です。申込み時の残高を含めて融資限度額内で合計2口までの申込みが可能です。

併用申込：可能です。ただし、以下の制限があります。

- ①小口営業資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が営業資金の融資限度額以内です。
- ②小口設備資金または設備資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が設備資金の融資限度額以内です。

設備資金

資金用途：店舗の増改築・機械・営業用車両・備品等の購入資金（見積書が必要です）

（注）既に支払済み、またはリースは融資あっせん対象となりません。設備の設置場所は原則として区内に限ります。なお、商業用乗用車は400万円を限度とします。

再利用：可能です。申込み時の残高を含めて融資限度額内で合計2口までの申込みが可能です。

併用申込：可能です。ただし、以下の制限があります。

- ①営業資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が設備資金の融資限度額以内です。
- ②小口営業資金または小口設備資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が設備資金の融資限度額以内です。

小規模企業特別資金

対象者：常時使用する従業員（アルバイト・パート等を含む）が10名以下であることが確認できる者（一番多い時間帯の人数でお考えください。）

資金用途：営業資金または設備資金に同じ

再利用：可能です。申込み時の残高を含め、融資限度額内で合計2口までの申込みが可能です。

併用申込：可能です。ただし、小口小規模企業特別資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が小規模企業特別資金の融資限度額以内です。

団体資金

対象者：4ページ目の「2. ご利用できる方」にあてはまる中小企業者で構成された団体

資金用途：共同事業または共同設備のための資金（いずれか一方）

申込方法：申込みにあたっては、法人の場合は代表理事、商店会（連合会）の場合は役員全員の連帯保証が必要です。（事業計画書・組合員（会員）名簿が必要です）

年末特別資金

資金用途：営業資金に同じ（設備での利用はできません）

申込期間：令和8年10月20日（火）～11月25日（水）

地球温暖化・環境対策特別資金

資金使途：＜地球温暖化対策＞

- ①プラグインハイブリッド車・電気自動車への買い替え
- ②ISO14000シリーズの認証取得に要する資金
- ③省エネルギー・リサイクルの推進に要する資金（※）
 - ア. 太陽エネルギー・新エネルギーシステムの導入
 - イ. 区内既築ビルの省エネ診断結果に基づく設備改修
- ④ヒートアイランド対策の推進に要する資金（※）
 - ア. 上・壁面・敷地緑化の導入
 - イ. 高反射率塗料の導入
 - ウ. 日射調整フィルム等の導入
 - エ. ミスト噴煙装置の導入

＜環境対策＞

- ⑤公害防止に要する資金（※）
- ⑥バリアフリー化に要する資金
- ⑦アスベスト対策に要する資金（※）
- ⑧屋内喫煙所設置に要する資金（千代田区の助成金対象者のみ）
（※）国・都等公的な補助金の基準を満たすもの。

●資金使途により提出書類が異なりますのでお問い合わせください。

再 利 用：できません。ただし、⑦アスベスト対策の場合のみ申込み時の残高を含め、融資限度額内で合計2口までの申込みが可能です。

起 業 資 金

*お申込みにあたり、経営相談員との面談を重ねながら起業計画書を作成していただきます。融資実行後概ね6か月が経過した時点で、中小企業診断士による経営のフォローアップ診断を受けていただきます。

対 象 者：当該事業（保証対象事業に限る）に着手していることが明らかで、次のいずれかに該当する方。起業前の場合は、原則として1か月以内に新たに個人で、または、2か月以内に新たに会社を設立しようとする具体的計画を持つ方。

＜起業前＞

- ①事業を営んでいない個人で、この融資と同額以上の自己資金及び事業に必要な知識・技能を有し、千代田区内ではじめて起業しようとするもの。
- ②中小企業者である会社が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立して、起業しようとするもの。ただし、中小企業者である会社が新たに設立する会社の筆頭株主となること。

＜起業後＞

- ③事業を営んでいなかった個人が起業して1年未満のもの。
- ④会社が自らの事業の全部または一部を継続しつつ新たに設立した会社で起業し、起業後1年未満のもの。ただし、会社が新たに設立する会社の設立時から筆頭株主となっていること。

資金使途：起業するために必要な運転資金・設備資金（設備資金については見積書が必要です）

申込方法：区HP（起業資金のページ）から詳細を確認の上、ご予約ください。



<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/shigoto/jigyosho/yushi/assen-kigyoshikin.html>

小口資金 【国の全国統一の制度（小口零細企業保証制度）適用資金】

対象者：次の①及び②を満たす方。

①次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項に定めるもの。

ア．常時使用する従業員が20人（卸売業、小売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という）を行うもの。

イ．事業共同小組合であって、特定事業を行うものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行うものであるもの。

ウ．特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。

エ．特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。

オ．医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。

（注1）特定非営利活動法人（NPO法人）は利用できません。

（注2）従業員数は一番多い時間帯の人数でお考えください。

②新規申込み分を含め、信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下のもの。

融資限度額：2,000万円（利用中の保証付融資残高も含めて）

[申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認のうえお申込みください。](#)

返済方法：分割返済（元金据置期間は6か月以内）

ただし、融資期間が6か月以内の場合は、一括返済とすることができます。

融資形式：証書貸付としますが、1年以内の場合は手形貸付、6か月以内の場合は手形割引または電子記録債権割引とすることができます。

○小口＜営業資金＞

資金使途・再利用：営業資金に同じ

併用申込：可能です。ただし、以下の制限があります。

①営業資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が営業資金の融資限度額以内です。

②小口設備資金または設備資金との併用の場合には、それらの申込み額合計（融資残高も含む）が設備資金の融資限度額以内です。

○小口＜設備資金＞

資金使途・再利用：設備資金に同じ

併用申込：可能です。ただし、小口営業資金、営業資金または設備資金との併用の場合には、それらの申込み額合計（融資残高も含む）が設備資金の融資限度額以内です。

○小口＜小規模企業特別資金＞

対象者：小口資金の融資対象者で、かつ **小口資金** 対象者①のアからオの従業員数等について、それぞれ10人以下のもの

資金使途・再利用：小規模企業特別資金に同じ

併用申込：可能です。ただし、小規模企業特別資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が小規模企業特別資金の融資限度額以内です。

6. あっせん申込みに必要な書類

提出書類は斡旋書お渡し時に全て返却いたします。

法人・個人共通で提出

- ・千代田区商工融資申込書
※申込書用紙は商工観光課窓口の他、区内出張所及び各指定金融機関に用意があります。また、区HPから様式をダウンロードすることもできます。
- ・確定申告書・決算書
※明細書や内訳書等全て添付してください。
※電子申告をしている場合はメール詳細をつけてください。
※決算後6か月を経過している場合は、前期の決算後から最近3か月以内までの試算表または前々期の確定申告書・決算書を追加でご提出ください。
- ・申込みに来られる方の氏名が確認できるもの（マイナンバーカード、免許証など）
- ・見積書
※資金使途が設備関係のお申込みの場合のみご提出ください。
※宛先は、法人の場合は法人あて、個人の場合は屋号を記載してください。
※業者の記名があり発行後3か月以内かつ有効期間内のもので、納品場所または施工場所の住所が明記してあるものが必要です。

法人の場合のみ提出

- ・法人事業税納税証明書（都税事務所発行）
※法人事業税が非課税の場合は、代わりに法人都民税納税証明書をご提出ください。
※納税証明書の代わりに領収証書をご提出いただけます。（対象期間・内訳・納付先がわかるもの）
- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書、3か月以内発行のもの）
※過去5年間に申込み実績があり、登記内容に変更がない場合は不要です。

個人の場合のみ提出

- ・特別区民税・都民税納税証明書（千代田区発行）
※納税証明書は1年間分（第1期～第4期）の納期に到達しており、全て納付済みである必要があります。1年間分の納期に到達していない場合は代わりに前年の納税証明書をご提出ください。
※課税基準日に千代田区外に住んでいた方は特別区民税・都民税（事務所・事業所分）納税証明書をご提出ください。
※納税証明書の代わりに1年間分の領収証書をご提出いただけます。
（対象期間・内訳・納付先がわかるもの）

上記の他申込みに必要な書類

- ★代表者区分が「区民」の場合：
マイナンバーカード・運転免許証等住所を確認できるもの
- ★町会・商店街振興組合等加入企業の優遇措置を利用する場合：
町会費等の領収証（申請日を含む1年分）または町会・商店街振興組合等加入証明書等
- ★区内営業年数が2年未満で初回申込みの場合：
賃貸借契約書等で、1年以上の営業実態を確認できる書類（転賃の場合は本契約・転賃契約・家主の同意書の3点が必要）
- ★資金使途が建物改修や建物附属設備費用の場合：
建物の登記簿謄本、その他（お問合せください）
- ★異なる金融機関本支店間の借換特例を利用する場合：
返済対象となる金融機関の同意書
- ★経営安定化支援特例措置を利用する場合：
中小企業信用保険法第2条第5項第1号～6号の規定に基づく認定書、または最近3か月及び前年同期の試算表等
- ★起業資金を申込み場合：
起業計画書、課税証明書、納税証明書、見積書等経営相談員との面談で準備・作成した書類
- ★団体資金を申込み場合：
事業計画書、組合員（会員）名簿
- ★地球温暖化・環境対策特別資金を申込み場合：
資金使途により異なりますので、お問合せください。
- ★設備資金・小口設備資金の災害対策特例措置（耐震改修）を利用する場合：
耐震診断結果報告書、見積書、設計図等

※上記以外にも、審査の過程で必要な書類を提出していただく場合があります。

7. 千代田区商工融資指定金融機関

(令和8年4月1日現在)

金融機関名		所在地	電話
みずほ銀行*	麴町支店	麴町3-2	03(6631)9555
	東京中央支店	大手町1-5-5	
	九段支店	神田神保町2-4	
三菱UFJ銀行	麴町中央支店	麴町4-1	03(3230)7060
	神田支店	神田鍛冶町3-6-3 神田駅前支店内	03(3256)5116
三井住友銀行	麴町支店	麴町6-6-2	03(3230)0701
	神田支店	神田小川町3-12	03(3292)3731
	神保町支店		
	丸の内支店	丸の内1-1-2	03(3216)0442
りそな銀行	神田支店	神田須田町1-1-4	03(3251)7481
きらぼし銀行	神田中央支店	神田小川町3-3	03(3293)5941
	神田支店	神田小川町3-3 神田中央支店内	03(5259)2991
東日本銀行	飯田橋支店	富士見1-3-11	03(3261)8571
朝日信用金庫	豊島町支店	東神田2-1-2	03(3862)0311
	神田小川町支店	神田小川町3-1	03(3292)5301
	法人営業部	岩本町3-6-12	03(3862)2896
興産信用金庫	本店	神田紺屋町41	03(3254)3336
	神保町支店	神田神保町1-40	03(3293)4951
	秋葉原支店	外神田4-9-8	03(3253)6851
	飯田橋支店	飯田橋1-7-10 (令和8年4月17日まで) 五番町5市ヶ谷支店内 ※令和8年4月20日～	03(3264)4031
	市ヶ谷支店	五番町5	03(3234)3211
東京シティ信用金庫	秋葉原支店	神田松永町19	03(3255)7551
芝信用金庫	神田支店	神田須田町1-26	03(3251)7641
	飯田橋オフィス	飯田橋4-9-5 3階	03(6272)8722
東京東信用金庫	神田支店	神田司町2-2	03(5256)1100
西武信用金庫	神田支店	神田須田町1-8-4	03(3251)5111
城南信用金庫	神田支店	内神田3-22-7 2階・3階	03(3252)8251
	九段支店	神田神保町3-1	03(3265)0631
城北信用金庫	神田支店	内神田1-6-10	03(5577)6221
全東栄信用組合	本店営業部	神田小川町3-6-1	03(3291)1111
文化産業信用組合	本店	神田神保町1-101	03(3292)2711
中ノ郷信用組合	三崎町支店	神田三崎町2-17-7	03(3264)5821
第一勸業信用組合	秋葉原支店	外神田3-6-4	03(3253)4801

※千代田区商工融資の指定金融機関は、上記のとおり支店まで指定しています。

*印の金融機関は別店舗で受付をしています。まず、お電話で連絡をしてください。

中小企業者の事業経営に関する相談

経営
相談

中小企業者が直面するさまざまな疑問や悩みの解決を手助けするために、
中小企業診断士が無料で経営相談を実施しています。

★資金繰り・金融・IT/DX・事業承継・人材育成・創業など

●窓口相談（祝日を除く月曜～金曜日。最終受付15:30）

オンラインでの相談も可能になりましたので、お気軽にご利用ください。
予約制となっていますので、区HPからご予約ください。

予約はここから！



<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/shigoto/jigyosho/yushi/webuyoyaku.html>

●訪問相談（診断士と調整の上決定、休日、夜間も対応可能）

中小企業診断士が、事業所を訪問し、現場を確認したうえで相談、アドバイスを行います。

区HPから訪問相談申込書をダウンロードしていただき、必須事項を記入のうえ、
メールでお申し込みください。

✉=shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp

経営相談・融資担当

区HP



◎関係官公署

○東京信用保証協会

☎03-6264-1830

〒104-0061 中央区銀座6-17-1 銀座6丁目-SQUARE 12階

○財東京都中小企業振興公社

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

☎03-3251-7886

〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎

○東京都千代田都税事務所

☎03-3252-7141(代)

〒101-8520 千代田区内神田2-1-12

○東京法務局

☎03-5213-1234(代)

〒102-8225 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

他機関の金融相談窓口

※詳しくはそれぞれの機関にお問合せください。

○東京都産業労働局 金融部 金融課

<https://www.sangyo-road.metro.tokyo.lg.jp/>

☎03-5320-4877

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階

○日本政策金融公庫

<https://www.jfc.go.jp/>

国民生活事業（東京支店）

☎0570-031227

〒100-0004 千代田区大手町1-9-4（大手町ファイナンシャルシティノースタワー）

（ナビダイヤル）

国民生活事業（上野支店）

☎0570-032371

〒110-0015 台東区東上野2-18-10（日本生命上野ビル）

（ナビダイヤル）

○東京商工会議所 千代田支部

<https://www.tokyo-cci.or.jp/chiyoda/>

☎03-5275-7286

〒101-0051 千代田区神田神保町3-19 ダイナミック・アート九段下ビル

○まちみらい千代田 産業まちづくり事業

<https://www.mm-chiyoda.or.jp/>

☎03-3233-7558

〒101-0054 千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクウェア4階